2005年度第4回定例会・本会議 7月6日 一般会計6月補正予算について討論 皆川けいし議員

日本共産党市議団を代表して討論をおこないます。

反対の議案は、第129号、第130号、第212号、第145号、第198号、指定管理者制度導入に関する63の議案

意見を付して賛成の議案は、2 0 1号 残りの議案には、賛成です。

●一般会計6月補正予算について(反対) 幼保一元化の「総合施設」のモデル事業

このなかには幼保一元化の「総合施設」のモデル事業の予算が計上されていますが、これは、保育園の民間移管とあいまって、広島市の今後の保育園のあり方を根本から変えようとするモデル事業であり、日本共産党は反対です。

いま政府と財界は、日本と労働者の雇用形態を正規雇用から派遣労働者などの低賃金労働者に大幅に置き換えることによって、つまり使い捨ての労働者を増やすことで、いっそう利潤をあげ、国際競争力をあげようとしていますが、そのための労働環境を整備する一環として打ち出されているのが保育分野での様々な規制緩和です。

今回の幼保一元化の「総合施設」もその一つで、「多様な働き方が可能になる子育て支援策」として打ち出されたものです。

政府の方針によると、この「総合施設」は①0歳~就学前の全ての子どもと保護者を対象とし、②利用者が直接希望する施設に申し込み、その施設が入所を審査・決定する「直接契約」方式を導入し、③利用料は、あずける時間等による「応益負担」を基本とし、④職員数も、国の定めた保育基準を守らなくても良い、⑤更に離乳食等も外部の配食サービスを利用してもよい・・・等々、従来の保育所のあり方を根本から変えるようなものとなっています。つまり、親のニーズに応えるためなら何をやってもよい、子どもの安全や子どもの発達段階に応じたきめ細かな配慮などは二の次だと言わんばかりのものです。

しかも政府は、「モデル事業」と言いながら、18年度からの本格実施を掲げています。モデル事業といえば聞こえはいいですが、一年前倒しで行うだけのことです。十分な検証もせずに、長年培われてきた保育の水準や 実績を無視して、乱暴なやり方で導入しようというのは許されないことです。このような予算化には反対します。

● 南口開発(株)に対する広島市の貸付及び現物出資に関する議案について(反対)

本会議の質疑で市も認めたように、もともとこの事業は、設立時の収支計画でも、資金調達 445 億円の 7 割を銀行から借り入れ、その返済も銀行のつなぎ融資でまかなう約束でスタートした事業です。現在騒がれている資金不足は、当初から折り込み済みで、それは銀行が責任を持って融資することになっていた事業です。このことは、当事者全員が認めている事実なのですから、当初の約束を銀行が履行するのが本筋ではありませんか。

銀行の約束違反のツケを何故市民が払わなければならないのか、全く道理がありません。銀行には遠慮して公金をつぎ込む。一方、市民にはお金がないからと言って我慢を強いる。一体誰のための市政なのか。こんな

逆立ちした政治は許せません。

● 市税条例の一部改正について(反対)

国の増税政策のひとつですが、65 歳上の年金しか収入がない世帯に対して、年所得 125 万円以下の非課税措置をはずし、新たに 19.431 人の高齢者に 1 人当たり約 1 万円ずつ増税するものです。

今日、少ない収入に対して介護保険料、利用料の負担が課され、医者に行っても負担が増えている上に、新たに税金まで取られる、さらに今後消費税まで増税されたら、老後の見通しなど持ちようがありません。

税にしろ、保険料などの負担にしろ、負担能力に応じて考えるのが当然ですが、今日の負担増政策は、そうした負担能力を無視して進められており、そのような市民生活の実態を考えない不当なやり方は認めるわけにいきません。

この条例案が可決されれば、非課税から課税になる市民は、介護保険料も国民健康保険料も連動して大幅引き上げになり、非課税が条件で利用できる制度は利用できなくなります。増税だけでは済まずに、一気に負担増をかぶされることになります。

市民生活を守るべき行政としては、そのような事態とならないことを強く求めて反対します。

● 給食条例の一部改正について(反対)

安佐給食センターを廃止して、可部給食センターに統合し、給食業務を民間委託しようとするものです。

学校給食の民間委託については、これまで給食調理員や保護者から強い反対の声が出されていたにもかかわらず、「経費の節減」を理由に、今回「見切り発車」しようとすることは許せないことです。

委託業者は決まっても、学校給食調理の経験のあるスタッフが何人採用されるのか分からない状態で夏休みを迎え、可部センターの改修工事が終わる8月下旬から、わずか10日前後の現場研修だけで、すぐに2学期を迎えます。

全く新しいスタッフによって、わずかな研修を経ただけでいきなり 4000 食の給食が児童・生徒に配食されることになるわけですが、とても子どもの安全に責任を持ったやり方とは思えません。

こうしたことが「より安全でおいしい給食」というキャッチフレーズのもとで行われていること自体、本末転倒していると思わざるを得ません。

● 指定管理者制度導入にかかわる63の議案について(一括して反対)

一括して反対し、その理由を述べます。

まず最初に指定管理者制度導入に対する日本共産党の基本的な見地を述べておきます。2003 年 6 月の国会で、地方自治法改正により「公の施設」への指定管理者制度が導入された時、国会で日本共産党はこれに反対しました。

なぜなら、これは財界の意向を受けて、公共サービスをもうけの対象にするものであり、本来「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する」ための「公の施設」が利潤追求の場となり、本来の目的である公共性が大きく損なわれる危険性があるからです。

今議会での日本共産党の質問に対して市は、「公と民でサービスに決定的な違いはない」などと答弁されましたがそれは間違いです。「全てのサービスが商品として扱われること」――ここにこそ公と民の決定的な違い

があります。

こういう立場から日本共産党はこの法案に反対しましたが、法が施行され、全ての自治体にその具体例が義務付けられた以上は、機械的に反対の態度をとらず、個々の施設ごとにその施設の設置目的を果たす上で、市民の利益がどうなるのかを基準にして賛否を決める立場をとっています。

しかるに、今議会には全体的な基本方針が示されただけで、個々の施設についての判断材料は何ら示さずに、いきなり条例改正案だけが提案されています。これでは審議の仕様がありません。しかも、この議会が終わって8月中旬には、いっせいに公募に出す運びとなっています。これは、議会を全く無視したやり方であり許せないことです。

よって日本共産党は、このような状態で条例改正案を提出した市長に厳重に抗議をし、関連議案全てに反対するものです。

同時に、審議を通じて重大な問題点も浮かび上がってきました。

① 指定されなかった公益法人で働く嘱託も含む職員の処遇の問題で、「解雇」を容認する方針を最後まで撤回しなかったこと、②利用者である市民の声を全く聞いていないこと、③全ての施設についてコストの縮減を一律に条例化し、しかも選定の評価にあたってコストに関する配点が他都市と比べて極めて高く設定されていること、④公募とされた 200 余の施設について、何故、今の公益法人ではダメなのか何の根拠も示されていないことです。法律は全て公募でやることまで求めていない以上、公募とする根拠を示すべきです。

今後、こうした問題点は見直すこと、特に税金を使って労働者のクビを切ることは、日本共産党は絶対に認めることはできません。基本方針からこの解雇条項の撤回を断固求めるものです。

● 火災予防条例の一部改正案について(意見付き賛成)

意見を付して賛成します。

消防法の改正に伴い、住宅に防災機器を設置することが義務付けられることになりました。

防災上の観点から必要なものだろうと思いますが、これが施行されれば業者による住宅関係者への売り込みが一斉に始まることも予想されます。いま、世間を騒がしている「住宅リフォーム詐欺」のようなことが起こらないよう、罰則はないこと含め、制度の内容の周知徹底を行政の責任ではかることを求めておきます。

● その他の議案には賛成します。